

## 報告第11号

### 市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年8月3日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年6月11日、大田原市福原1411番57先、市道大田原喜連川線で発生した市の管理地から車道上空に伸びていた樹木の枝の落下による車両の損傷事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 183,150円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額183,150円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 大田原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇